

日総ブレイン株式会社 一般事業主行動計画

日総ブレイン株式会社では、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、女性社員がその能力を十分に発揮できる事業運営体制の確立と、社員全員が仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境を提供するため、次のように行動計画を策定し取り組んでまいります。

1. 計画期間

令和 5 (2023) 年 11 月 1 日 ~ 令和 10 (2028) 年 10 月 31 日

2. 目標と対策

【女性活躍推進法における行動計画】

① 派遣事業を担う従業員

・管理職（課長級以上）に占める女性割合を 30%以上にする

対策) ジョブチェンジにより職務経験を広げ、キャリア研修の定期実施

期間) 令和 5 (2023) 年 11 月 1 日 ~ 令和 10 (2028) 年 10 月 31 日

② 全従業員

・有給休暇取得率を 75%以上にする

対策) 月 1 回の状況把握と促進を行う

期間) 令和 5 (2023) 年 11 月 1 日 ~ 令和 10 (2028) 年 10 月 31 日

【次世代育成支援対策法における行動計画】

① 派遣事業を担う従業員

・テレワーク実施率を 20%以上にする

対策) 業務細分化によるテレワーク可能業務の明確化と、制度利用の理解浸透

期間) 令和 5 (2023) 年 11 月 1 日 ~ 令和 10 (2028) 年 10 月 31 日

② 派遣就業等に従事する従業員

・1 か月の法定時間外労働時間の平均を 5 時間以下にする

対策) 時間外労働時間の月中での集計による状況把握と抑制の実施

期間) 令和 5 (2023) 年 11 月 1 日 ~ 令和 10 (2028) 年 10 月 31 日